

日時：2025/6/16
13:30～15:00

場所：只見町下庁舎中会議室

出席者：1番渡部周一郎、2番三瓶委員、3番目黒委員、6番渡部理一、9番山内委員
10番小沼委員、11番飯塚会長（7名）

欠席者：4番佐藤委員、5番吉津榮一、7番齋藤委員、8番星委員（4名）

事務局：星一事務局長、岩淵秀一事務局員（2名）

作成者：岩淵事務局員

事務局

定刻になりました。本日予定されている方全員出席予定ですが、4番佐藤委員が連絡取れませんが、始めさせていただきます。まずは配布資料の確認をしたいと思います。（資料確認）
それでは会長を議長として進行方よろしくお願ひします。

議長

本日は、田植え時期も落ち着き暑さが厳しいところでもあります。農作業での熱中症には十分気をつけて作業していただきたい。先月26日に初めて福島市での常設審議委員会に出席して来ました。内容は規模の大きい3ha以上の転用であり、ほとんどが太陽光発電の案件でした。私からは以上ご報告し、総会を始めたいと思います。
それではただ今より只見町農業委員会6月定例総会を開会いたします。本日の出席状況は委員総数11名中7名の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。届出欠席者は別紙のとおり3名です。
次に、会議録署名人を2名指名いたします。
4番佐藤委員が未だ出席されないようですので、9番山内委員と10番小沼委員を指名しますのでよろしくお願ひします。

9番山内委員
10番小沼委員

（了承）

議長

それでは早速でございますが議案審議に入ります。
議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
これより説明を求めます。
議長。
はい。

事務局

それでは座って説明させていただきます。
まず1件目ですが、議案書の3ページをご覧ください。
議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出され受理したので、申請通り許可するものとする。
令和7年6月16提出、只見町農業委員会会長ということで今回申請が2件ございました。
申請者は譲受人が黒谷のSさん、譲渡人が埼玉県のMさんです。申請地が只見字沖のご覧のとおり田4筆の合計面積が884平米です。申請理由としては経営規模の拡大であり農地を購入、Mさんは他県在住のため手離したいという理由です。現在の耕作者は、Sさんが口約束で借りて

小沼委員

おります。
次に議案資料をご覧ください。
資料2ページ目が位置図で、場所はSさん勤務の事業所の裏側でございます。
3～4ページは農業委員等と、現況調査をした時の写真でございます。
ご覧のとおり、花卉等が栽培管理されておりました。なお、5ページが調査報告書で6月4日に小沼委員と新國推進委員2名に確認してもらいました。

それでは、私から報告いたします。

取得する農地の利用状況については、事務局より説明があったとおり譲受人のSさんが花卉等のポットの管理や栽培をしておりました。また、取得後の常時従事状況については、保有機械・従事日数も問題なし、周囲の地権者からは承諾を得ており問題ありませんので、許可相当と認め審議方よろしくお願ひいたします。

事務局

次に2件目ですが、議案書の3ページをご覧ください。
申請者は譲受人が只見のSさん、譲渡人が東京都のNさんです。申請地が只見字沖のご覧のとおり田1筆、畑2筆の合計面積が894平米です。申請理由としては空き家と一緒に農地を購入し、野菜栽培から農業を始めたいため農地を購入、Nさんは他県在住のため手離したいという理由です。現在の耕作者は、Nさんが保全管理している状況で耕しておりました。
議案資料をご覧ください。
資料6ページ目が位置図で、場所はNさん所有の実家の裏側でございます。
7ページは農業委員等と、現況調査をした時の写真でございます。
ご覧のとおり、保全管理で耕起されており、何時でも作付け可能な状態でした。なお、8ページが調査報告書で6月4日に小沼委員と新國推進委員2名に確認してもらいました。

小沼委員

こちら、私から報告いたします。
取得する農地の利用状況については、事務局より説明があったとおり譲受人のSさんが野菜作りから農業を始めたいということや現在は公務員の仕事があり、勤務以外の休日を利用し農作業に従事したいと聞いております。取得後の常時従事状況については、農業意欲・従事日数も特に問題なし、周囲の協力者や隣接地権者からも承諾を得ており問題ありませんので、許可相当と認め審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい。
ただいま事務局及び担当委員から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

全委員

（ありません。）

議長 他にございませんか（ありません）
ないようでございますので、議案第4号について、その申請についてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 全会一致により議案第4号の2件は原案通り承認されました。
議案第5号、現況確認証明申請について、を議題とします。
これより説明を求めます。

事務局 議長。
はい。

続いて、議案第5号の現況確認証明申請について下記の者より現況確認申請があり、受理したので証明するものとする。令和7年6月16提出、只見町農業委員会長ということで今回申請が5件ございました。
先ずは、1件目の申請者東京都のNさん沖のサンマート付近の田2筆653平米現況は、少なくとも20年以上前から耕作せず、原野化し現在に至る。議案資料の9ページが位置図です。現地調査時の現況写真が10ページ、11ページが調査報告書となっておりますので、担当委員会から報告をお願いします。

小沼委員 新国推進委員と事務局で、6月4日に現地調査をして参りました。見てのとおり農地として活用は難しく一部樹木が生い茂っており、前所有者時代から耕作はされていないと判断、現況原野として問題なく。証明は妥当と思われまますので、審議方よろしくをお願いします。

事務局 それでは、2件目についてご説明いたします。
申請者は蒲生のSさん蒲生字宮原の河川側にある畑2筆1,250平米で10年以上前から耕作を止めており、それぞれ原野化・山林化しているので証明願いたい。地目変更後は、電源開発へ売買する予定であると説明。議案資料の12ページが位置図です。現地調査時の現況写真が13ページ、14ページが調査報告書となっておりますので、担当委員会から報告をお願いします。

三瓶委員 矢沢推進委員と事務局で、6月4日夕方に現地調査をして参りました。ご覧のとおり農地として活用は難しく一部山林化しており、現況原野及び山林として問題なく。証明は妥当と思われまますので、審議方よろしくをお願いします。

事務局 次に、3～5件目については申請代理人が同じで同地区ですので、一括してご説明いたします。
それぞれの申請者は小林字上川原のHさん、Yさん、Wさんの3名で申請地が野々沢地区（字伝吾坂、字須釜、字剱戸、字寺畑）田が5筆、畑が5筆計10筆、昭和44年以前は住民が住んで生活を行っていた場所であるが、現在は豪雨災害での集落移転後は、一部の農地の管理を残し全て荒野化し、山林化してしまつた。この地域は、梁取地区の管轄となっており、今後非農地証明を基に、保安林指定を行い区で管理していく考えであるので証明願いたいと説明した。
議案資料の15～16ページが位置図です。17ページが字伝吾坂の字限図、現地調査時の現況写真が18ページ、19ページが調査報告書と

事務局

なっております。20ページが字剱戸、21ページが須釜の字限図、22～23ページが現地写真、24ページが調査報告書、25ページが字寺畑の字限図、26ページが現地写真、27ページが調査報告書となっております。担当委員会から報告をお願いします。

飯塚委員

それでは、私から報告いたします。
6月10日申請代理人である梁取地区の山内氏と佐藤推進委員及び事務局立会いで、現地調査を実施して来ました。
申請地番全てが山林化しているため近くまでは行けず、見える位置から確認してまいりました。現況から見て農地としての利用は、考えられず申請どおり経緯から荒野化したと思われ山林として問題なく、証明は妥当と思われまますので、審議方よろしくをお願いします。

議長

はい。
ただいま事務局及び担当委員から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

全委員

(ありません。)

議長

他にございませんか（ありません）
ないようでございますので、議案第5号の1番から5番の案件について、を承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全会一致により原案通り承認されました。引続き議案審議に入ります。
議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、を議題とします。
これより説明を求めます。
議長。
はい。

事務局

議案書6ページをご覧ください。
農地中間管路事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画を定めることについて、同法第19条第3項の規定により町長より意見を求められましたので、別紙により回答するものとする。
一括方式（貸し手→公社→借り手）で筆数は56筆の設定面積は、35,534平米となっております。
令和7年6月16提出、只見町農業委員会長ということで、議案書資料の28ページをご覧ください。意見についての照会文書で29ページがその回答文（案）でございます。
詳細は、30～31ページ、1～4番は只見のN氏から公社経由で黒谷のK氏へ令和7年8月1日～令和12年12月31日の6年間の使用貸借、作物は「えごま」を栽培する。5番～28番は別紙坂田の各所有者から公社を経由して坂田営農組織代表のB氏へ令和7年8月1日～令和12年12月31日の6年間の使用貸借、作物は「ソバ」を栽培する。
以上となりますので、よろしくをお願いします。

議長

はい。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

全委員 (ありません。)

他にございませんか(ありません)
ないようでございますので、議案第6号の案件について、を承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全会一致により原案通り承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局 別紙資料(1)をご覧ください。令和8年度農業施策に関する意見の提出等の検討についてを説明いたします。

先月の総会で欠席した方も含め、意見を書いて提出いただきたい旨、連絡しておりましたが、飯塚会長・三瓶委員・齋藤委員の3名のみの提出にとどまりました。そこで事務局からの意見も付して別紙のとおりほとんどの項目について、纏めてみましたので、この案で良ければ福島県農業会議へ提出したいと思っております。皆さんどうでしょうか。

渡部委員 国や県への要望や意見は、これで良いかと思っております。ただ町に対してもっと身近な要望や意見を提出した方が良いかと思っております。

事務局 最近は行っていませんが、建議という形で農業委員会から只見町へ提出したこともあった。今後は町の予算査定の前に建議等を実施していきたいと考えております。どうでしょうか。

渡部委員 建議というより、もっとわかりやすいような要望書という形でやっていたらどうか。

事務局 どんな形での要望がよいか検討していきたいと思っております。

次に別紙資料(2)をご覧ください。令和7年度における全国農業新聞普及及び推進目標部数についてを説明いたします。

昨年は、皆様にご協力いただき農業委員・推進委員の皆読100%を達成することができました。ありがとうございました。県農業会議の今年度の目標として1人につき毎年2部以上の新規購読申し込みの確保となっておりますが、只見町農業委員会としては、6ページに記載のとおり現在23部で5部純増の28部を目標に設定いたしましたので、この案で報告してよいか、お諮りしたいので、よろしくお願いいたします。

全委員 異議なし

事務局 次に別紙資料(3)をご覧ください。第5期中期計画における令和7

事務局 年度の農業者年金新規加入目標数についてを説明いたします。
今年度は、第5期中期計画の3年目である。累計15万人を早期達成するため、年間の新規加入者目標数は、2,800人とされ、福島県は97人を目標とする。
それを受けて只見町は、1名の新規加入を目標とされましたので、推進

よろしくお願いいたします。
協議報告事項について事務局からは、以上となります。

議長 それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

全委員 (全委員 ありません)
議長 無いようなので、これで6月の定例総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

只見町農業委員会 飯塚 春夫 様
この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 7年 7月 15日

議事録署名人、 山内 征久

議事録署名人、 小沼 一弘